

# 公共施設等への太陽光発電設備等導入事業仕様書

(オフサイトPPA方式・重点対策加速化事業)

## 1 事業名

公共施設等への太陽光発電設備等導入事業 (オフサイトPPA方式)

## 2 事業目的

本市では、令和2年12月、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティおおがき」を宣言し、その実現に向けて取り組んでいる。

本事業は、本市が所有する未利用地へ太陽光発電設備等を導入し、電力供給予定の公共施設等 (以下「供給予定施設」) で再生可能エネルギーを最大限地産地消することで、地域の再エネ利用拡大や温室効果ガス排出量を抑制することを目的とする。

## 3 事業実施について

### (1) 基本的条件

- ① 本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点対策加速化事業)」 (以下、「国交付金」という。) を活用し、事業者に対して、本市から補助金 (以下、「市補助金」という。) を交付する。本市が示す候補地一覧 (別紙1) への発電設備等の設置に対して、市補助金が交付されることを前提とし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金) 交付要綱 (令和8年3月31日 環地域事発第2603313号)、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 (令和8年3月31日 環地域事発第2603313号) の交付要件・規定に基づいた事業提案を行うこと。
- ② 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち供給予定施設 (別紙2) で消費されないものについては、原則当該再エネ発電設備と同一市内の需要家に限定し、同一市内で消費すること。

ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じ、同一市内の需要家で消費できずに売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新のための費用に充てること。

※ なお、売電量は年間発電量の30%以内とし、各年度末に実績を報告すること。

各候補地で発電した電力の供給割合等は以下の通りとする。

No.	候補地	発電した電力の供給先・供給割合		賃借料
		公共施設	同一市内	
1	旧米野町最終処分場 (焼却灰の埋立処分場)	50%以上	残量	無
2	北部浄化センター	原則100%		有

- ③ 事業者が候補地を使用するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請するものとし、契約締結後に必要な書類を市へ提出することとする。

なお、使用料は、候補地No.1については大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収規則第3条第1号の規定に基づき全額免除とする。

また、候補地No.2の土地賃借料については、60円/㎡・年（税別）とする。

※ 単価の改定は3年に1回（令和9年度が次回改定予定）とし、固定資産税評価額の変動率等を参考に市が決定する。

- ④ 事業者は、候補地を本事業以外の用途に使用してはならない。
- ⑤ 事業者は、発電設備の設置区域と市の管理区域を明確に区分するため、両区域の境界に適切なフェンスまたは柵等（以下「境界設備」という。）を設置すること。
- ⑥ 事業者が提供する面積は、境界設備内の面積とする。
- ⑦ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「別紙3」のとおりとする。また、これに定めのないものについては協議により決定する。
- ⑧ 令和9年度以降に系統接続にかかる契約申し込みを行う設備（分散型電源が採用する通信機能を有する制御システムのうち、IP通信を用いる機器）については、J C - S T A R ★1以上の適合ラベルを取得していること。

## (2) 事業内容

- ① 事業者は、本市が示す候補地一覧に対して以下の調査・検討を行うこと。
- 1) 「設備容量検討」
  - 2) 「現地調査」
- ② 事業者は①を行った結果、設備の設置が可能な候補地について、提案内容をもとに設備を導入すること。
- ③ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行うこと。
- ④ 事業者は、当該設備で発電した電力を小売電気事業者経由で供給予定施設等に供給すること。
- ⑤ 事業者は、設備で発電した電力を、供給予定施設が効果的に自家消費できるように設備容量を精査すること。

- ⑥ 事業者は、設備に異常若しくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行うこと。
- ⑦ 事業者は、当該施設の運転期間内における二酸化炭素排出量削減効果の検証を行い、検証内容を記載した報告書（市指定様式）を毎年市へ報告すること（毎年度4月末日までに前年度分を提出）。  
報告内容は、年間発電量（kWh）、供給予定施設への供給量（kWh）、同一市内需要家への供給量（kWh）、余剰電力の売電量（kWh）・売電収入額、二酸化炭素排出削減量（t-CO2）（排出係数は環境省公表値を参照）、設備の稼働状況・故障・修繕履歴等。
- ⑧ 事業者は、原則として事業期間終了後には、事業者の負担と責任において、設備を撤去し、原状回復を行うこと。なお、具体的な取扱いについては、事業期間終了2年前を目安に市と協議の上決定すること。  
なお、事業者が事業期間の延長を希望する場合も同様に、事業期間終了2年前を目安に市と協議の上決定すること。
- ⑨ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等は市と協議の上決定する。

### (3) 事業期間等

- ① 事業期間は、契約開始日から設備の撤去完了日までとする。
- ② 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。
- ③ 運転開始日は、市と協議の上、国交付金の要件に適合する時期に決定する。
- ④ 設備の撤去完了日は、運転期間終了日の翌日から起算して1年を超えない日とし、この期間内に設備の撤去及び原状回復を完了すること。

### (4) 契約単価

- ① 市は、供給予定施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- ② 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ③ 契約単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとする。
- ④ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- ⑤ 基本料金単価の設定は行わないものとする。
- ⑥ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、国交付金については以下のとおり扱うこと。
  - 1) 国交付金の交付決定額を初期投資額から控除し、控除後の金額を基に小売電気事業者への売電価格や提案単価を算定すること
- ⑦ 提案単価は、原則、契約期間中一定額とし、積算根拠と共に示すこと。

- ⑧ 本事業においては、供給予定施設に提案限度額を設定する。

## (5) 事前調査・検討

事業者は、本事業実施にあたって、「設備容量検討」「現地調査」を行い、必要に応じて「各種関係手続」を行った上で、結果をまとめて市に提出すること。

### ① 設備容量検討

- 1) 太陽光発電設備の設置容量は、「②現地調査」結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とすること。
- 2) 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、市が最大限自家消費できるように努めること。

### ② 現地調査

候補地及び供給予定施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者立会いによる設備設置場所の確認及び聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

### ③ 各種関係手続

- 1) 事業者は、設備容量検討、現地調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出すること。
- 2) 設備の設置が、各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出すること。
- 3) 事業者が行う現地調査等の結果、設備の設置が可能と判断した候補地のみ、行政財産使用許可を申請すること。
- 4) 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。

## (6) 工事の実施

### ① 工事の仕様（基本的条件）

- 1) 工事にあたっては、原則、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

- 2) 太陽光発電設備等に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- 3) 太陽光発電設備の据え付けは、JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設

計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、事業者は、確認結果を市に報告すること。

- 4) 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針（最新版）」により行うこと。設計用地震力の計算の際は、候補地ごとに適切な耐震設計とすること。
- 5) 太陽光発電設備はJ E T認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。

② 工事の条件（配慮事項・安全対策・停電対応）

- 1) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工を行うとともに、影響が懸念される場合には対策を施すこと。特に反射光、騒音については「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）」を参考とすること。また、地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- 2) 事業者は候補地への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（P D F形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受けること。
- 3) 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- 4) 施工にあたり、候補地の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- 5) 既設設備等の保守点検や候補地の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- 6) 設備に係る配線ルートについては、候補地の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。また、設備（配管・配線を含む）には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- 7) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- 8) 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。
- 9) 工事完成時には、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、P D F形式データのほかにD X F形式データ及びオリジナルC A Dデータを提出すること。
- 10) 事業者は、設置した設備による効果やオフサイトP P A方式による設置について、供給予定施設の来館者等への周知啓発を目的とした掲示を必要に応じて行うこと。掲示内容や掲示方法、掲示場所等については、市と協議の上、決定すること。

③ 工事の条件（報告・保安・点検・災害対応等）

- 1) 事業者は、市と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設管理者または電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。点検回数・内容については市と協議することとし、点検結果については、市に書面で報告すること。
- 2) 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。
- 3) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設及び施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- 4) 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担すること。

④ 工事の条件（その他）

- 1) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的な理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。
- 2) 事業者の都合（契約違反、事業放棄等）により、事業期間の途中で事業を中止した場合または事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、候補地の原状回復を行うものとする。
- 3) 事業者の都合により、事業期間の途中で事業を中止した場合または事業期間が終了し、国への交付金の返還が生じた場合は、原則、事業者が費用負担を行うこと。
- 4) 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。なお、貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納しなければならない。
- 5) 事業者は、本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- 6) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても実施するものとする。
- 7) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、または定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

## (7) 地域住民への説明会の実施

事業者は、本事業の実施にあたって、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（最新版）」に準拠した地域住民への説明会を工事開始前までに実施すること。また、説明会資料は、事業者が作成すること。

なお、説明会の対象範囲や時期、回数等の詳細については、市と事業者で協議して決定すること。

## 候補地一覧

## 1 オフサイトPPA

No.	施設名	住所	土地面積 (㎡)	備考
1	旧米野町最終処分場 (焼却灰の埋立処分場)	大垣市米野町3丁目 42-1ほか	約6,500 (設置 可能面積)	安定型最終処分場 (焼却灰を埋立していた) ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づく最終処分場 廃止確認の取得状況：2004年9月取得済 ・ 架台基礎工事にあたっては、埋立層への掘削を原則禁止 (掘削を要する場合は県・市施設管理部署と事前協議を行うこと)
2	北部浄化センター (未利用地)	上石津町牧田3521- 2ほか	約700	未利用地の一部であり、現状芝生 過去は市民のレクリエーションの場であった。

## 電力供給予定の公共施設（供給予定施設）一覧

## 1 電力供給予定先一覧

No.	施設名	所在地	契約種別	契約電力	令和7年度 電力使用量合計 (kWh)	提案限度額 (※)	LED化率 ※R.3末時点	備考
1	大垣市役所（本庁舎）	大垣市丸の内2-29	高圧業務用電力	620kW	1,614,983		100.0%	
2	大垣城	大垣市郭町2丁目52	高圧	39kW	53,032		18.6%	2030年度頃までにはLED化率100%予定
3	スイトピアセンター（学習館）	大垣市室本町5丁目51	高圧業務用電力	641kW	1,335,295		36.6%	
計					3,003,310			

別紙3 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	募集要項の誤り	公募要領や仕様書の記載要領に重大な誤りがある場合	○	—	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	—	○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・反射光・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	—	○	
	安全性の確保	構造調査・設計・建設・維持管理における安全性の確保	—	○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	—	○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	—	○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険	—	○	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	—
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	—	○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの	—	○
担保瑕疵	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任	—	○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画	物価	物価変動	—	○	
設計段階	応募に係る費用	応募に係る費用・印紙代等の負担	—	○	
	資金調達	必要な資金の確保の関すること	—	○	
建設段階	物価	物価変動	—	○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	—	○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延	—	○	
	性能	要求仕様書不適合（施工不良を含む）	—	○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	—	○	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	—	
	金利	市中金利の変動	—	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	—	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	—	○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	—	○	
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷	—	○	

		設備に起因する市施設への障害	—	○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	—
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	—	○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害	—	○